

第1章 総則

- 第1条 組織名称 本組織は九州ゴルフ練習場連盟(以下本連盟)と称する。
- 第2条 組織会員 本連盟は九州一円におけるゴルフ練習場及びこれに関連する会員をもって組織する。
- 第3条 組織目的 本連盟は九州一円における会員相互の連絡及び親睦を図り、ゴルフの振興と発展に寄与することを目的とする。上記目的達成のため次の行事を行う。1.調査及び研究 2.人材の育成 3.研修会及び研修会の開催 4.情報の収集及び提供 5.内外関係機関等との交流及び協力 6.指導・苦情処理 7.前各号に掲げるもの他、本連盟の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員

- 第4条 会員種別 会員には正会員、期間限定会員、協賛会員がある。
- 第5条 入会 九州一円におけるゴルフ練習場で本連盟に入会を希望するものは事務局への申込および理事会の承認を経て会員となることができる。
- 第6条 期間限定会員 九州一円におけるゴルフ練習場で本連盟に未加盟だったものは期間限定会員になることができる。入会時に翌年度分の年会費 20,000 円を納入しなければならない。なお期間限定会員は総会議決権を持たない。また期間限定会員は入会翌年度末でその資格を喪失する。
- 第7条 正会員 九州一円におけるゴルフ練習場で期間限定会員またはかつて本連盟の会員だったものは理事会の承認を得て正会員になることができる。正会員になるには入会前に入会金 50,000 円および年会費 40,000 円を納入しなければならない。また、正会員は毎年 3 月末日までに翌年分の年会費 40,000 円を前納するものとする。
- 第8条 協賛会員 九州一円におけるゴルフ練習場に関連するものは協賛会員になることができる。協賛会員になるには入会前に年会費 30,000 円を納入しなければならない。なお協賛会員は総会議決権を持たない。また、協賛会員は毎年 3 月末日までに翌年分の年会費 30,000 円を前納するものとする。
- 第9条 除名 会員で本連盟に対する義務を怠りまたは連盟の名誉を汚す行為をした者は理事会の議決を経て除名することができる。
- 第10条 退会 本連盟を脱退する会員は事務局に文書でその旨を届出なければならない。
- 第11条 年会費の返還 既納の年会費は如何なる理由があっても返還しない。
- 第12条 慶弔 会員が慶弔に該当する場合に理事長は 5,000 円で慶弔の意を表す。

第3章 役員

- 第13条 役員 本連盟に次の役員をおく。
- 1.理事長 1名 2.副理事長 2名 3.監事 1名 4.担当理事 若干名 5.顧問 若干名
- 第14条 選出 本連盟の役員選出は次の方法による。役員は年次総会において会員中より選出する。理事長、副理事長、監事、担当理事、顧問は役員相互による。
- 第15条 任期 役員は任期は1年間とする。ただし再任は妨げない。
- 第16条 役割 理事長は本連盟を代表し業務を統括する。理事長に事故あるときは副理事長がこれを代行する。役員は理事会を組織し本規約に定められた重要事項を審議する。監事は本連盟の会計を監査する。担当理事は委員会を組織する。顧問は理事長の諮問に応じ意見を述べるものとする。
- 第17条 報酬 役員はすべて名誉職とする。ただし理事長が認めた諸経費は支給することができる。

第4章 会議

第18条 会議 本連盟の会議は年次総会、臨時総会、理事会、委員会とする。

第19条 年次総会 年次総会は毎年決算終了後2ヶ月以内に理事長がこれを招集し決算報告、予算審議、役員改選等その他必要事項を審議する。総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し出席者の過半数をもって議決する。なお委任状の提出があったものは総会に出席した者と看做す。協賛会員および期間限定会員は議決権を持たない。

第20条 臨時総会 臨時総会は理事会で必要と認められたとき理事長がこれを招集する。臨時総会は正会員の過半数の出席をもって成立し出席者の過半数をもって議決する。なお委任状の提出があったものは臨時総会に出席した者とみなす。また協賛会員および期間限定会員は議決権を持たない。

第21条 理事会 理事会は理事長が随時招集する。理事長は議長を務める。理事会は理事の過半数の出席をもって成立し出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第22条 委員会 委員会は理事長の諮問を受けて担当理事が随時招集し必要事項を協議する。

第5章 資産及び会計

第23条 資産管理 本連盟の資産は入会金、年会費およびその他の収入からなる。資産の管理および重要事項は理事長、理事会に諮りこれを運用する。

第24条 経費 本連盟の経費は入会金、会費、その他の収入をもって支弁し不足するときは次期会合のとき協議のうえ拠出する。

第25条 剰余金 毎会計年度の終わりに剰余金があるときは繰越して翌年度の経費に充てる。

第26条 決算 本連盟の決算は毎年総会の議決を要する。

第27条 会計年度 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

第28条 規約変更 本連盟の規約変更は総会出席者過半数の同意がなければならない。

第29条 研修会 本連盟にティーチングプロ研修会を日本プロゴルフ協会と共催し九州ゴルフ練習場連盟において主宰する。

第7章 規約改定履歴

平成23年4月 慶弔 追加

平成28年4月 正会員年会費 改定 役員定数 改定 賛助会員制度 追加

令和2年4月 組織目的 改定 期間限定会員 改定 協賛会員 改定 役員顧問 追加 名誉会員 削除
研修生 削除 慶弔 改定